

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 坂本 心次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

財政部

財政課、課税課、収納課、契約監理課

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成29年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

中村 研二

田中 和末

4 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月13日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

収納課

(1) 財産管理事務

| | | |
|---|------|-----------------------------|
| ア | 指摘事項 | 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。 |
| | 措置状況 | 備品管理システムに登載しました。 |